

税額の計算例（世帯の所得や人数によって税額は異なります。）

世帯主（45歳）配偶者（42歳）子供1人の3人世帯で、世帯主の所得が160万円（配偶者と子供は扶養、この世帯全員給与所得者ではない）の国民健康保険加入世帯の保険税額は？※子供は未就学児減額措置の対象者とする。

世帯の所得が160万円、給与所得者等に当たる人はいないため、例外として1人として計算する。《43万円＋（57万円×3人）＋{10万円×（1－1）}＝214万円以下》の2割軽減世帯に該当する（下の計算式中、_____部分が2割軽減分、_____部分が未就学児減額措置分、_____部分が18才未満のこども全額軽減分）

（医療分）

① 所得割	$(160 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 5.73\%$	=	67,041円
② 平等割	15,300円 - <u>3,060円</u>	=	12,240円
③ 均等割	$(24,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (4,920 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - \underline{9,840 \text{ 円}}$	=	49,200円
医療分保険税額	①＋②＋③（百円未満切捨て）	=	128,400円

（後期高齢者支援分）

① 所得割	$(160 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 2.08\%$	=	24,336円
② 平等割	5,700円 - <u>1,140円</u>	=	4,560円
③ 均等割	$(9,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (1,840 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - \underline{3,680 \text{ 円}}$	=	18,400円
後期高齢者支援分保険税額	①＋②＋③（百円未満切捨て）	=	47,200円

（介護分）

① 所得割	$(160 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 1.90\%$	=	22,230円
② 平等割	5,100円 - <u>1,020円</u>	=	4,080円
③ 均等割	$(10,400 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (2,080 \text{ 円} \times 2 \text{ 人})$	=	16,640円
介護分保険税額	①＋②＋③（百円未満切捨て）	=	42,900円

（子ども・子育て支援分）

① 所得割	$(160 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 0.28\%$	=	3,276円
② 平等割	700円 - <u>140円</u>	=	560円
③ 均等割	$(1,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (240 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - \underline{480} - \underline{480 \text{ 円}}$	=	1,920円
④ 18歳以上被保険者均等割	$(50 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (10 \text{ 円} \times 2 \text{ 人})$	=	80円
子ども・子育て支援納付金分保険税額	①＋②＋③＋④（百円未満切捨て）	=	5,800円

年間の国民健康保険税額は

医療分＋後期高齢者支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分＝ 224,300円